

**江東区障害者福祉センター
指定管理者(候補者)の推薦について**

令和2年8月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
(障害福祉部所管施設専門部会)**

目 次

I 施設の概要	・・・・・	P 1
II 指定管理者（候補者）	・・・・・	P 2
III 選定方法	・・・・・	P 3
IV 選定結果	・・・・・	P 5

《 参考資料 》

江東区障害者福祉センター事業計画書（抜粋）	・・・・・	P 1 5
収支計画書（総括表）	・・・・・	P 3 2
定款	・・・・・	P 3 4
第三者評価結果（利用者アンケート結果）	・・・・・	P 4 6

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区障害者福祉センター

所在地	江東区扇橋三丁目 7 番 2 号
設置の目的	障害者及び障害児の福祉の向上を図る
設置条例	江東区障害者福祉センター条例 (昭和 57 年 10 月江東区条例第 40 号)
設置時期	昭和 58 年 2 月

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで（2 年間）

3 その他

(1) 障害者福祉センター大規模改修

令和 6 年度から令和 7 年度（予定）については、障害者福祉センターの改修工事に伴い使用できないため、代替地で事業を実施する。

II 指定管理者(候補者)

1 今回推薦する指定管理者(候補者)の概要

名 称 社会福祉法人 江東区社会福祉協議会
所在地 江東区東陽六丁目 2 番 17 号
代表者 会長 山崎 孝明
江東区における事業実績 区内 1 施設

2 指定管理者(候補者)のプロフィール

(1) 設立経緯

昭和 28 年 3 月、区民福祉の増進を目的に任意団体として発足し、昭和 39 年 7 月に社会福祉法人としての認可を受ける。

(2) 設立目的

江東区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 事業実績 等

昭和 58 年からは、障害者福祉センターの管理運営を受託し、その後、老人福祉センター、まつのみ作業所の管理運営を順次受託するなど、活動の範囲を広げ、施設管理を通じた地域福祉の推進に寄与してきた。

平成 8 年には江東区福祉公社と合併、ボランティア活動を基本とする「ふれあいサービス」を開始する。

平成 22 年に老人福祉センター、平成 27 年にまつのみ作業所の指定管理を終了するなど、施設管理業務については徐々に縮小し、地域福祉の事業展開を進めてきた。

3 推薦理由

選定基準及び評価基準に基づき、書類審査、実地調査、及びヒアリングを実施し、総合的に評価を行った。

利用者個々の障害特性を十分に把握した適切な支援などを通じて、利用者・保護者との強力な信頼関係が構築・維持されている。また、地元町会等関係団体の協力を得て施設まつりを行うなど地域社会とも良好な関係を構築している。さらに、障害者(児)等の地域福祉推進に取り組む法人としての十分な適格性により、引き続き安定したサービスの確保と更なるサービス向上が期待できる。

以上のことから、選定基準、評価基準、及び非公募理由の条件を満たしており、指定管理者(候補者)として選定する。

III 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 書類審査

提出された書類について、事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、総合的な審査を行った。

(2) 実地調査・ヒアリング

書類では確認できなかった部分について、実地調査を行い、ヒアリング及び現地確認を行った。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年2月19日	第4回福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	次期選定に係る選定方法の検討
令和2年3月10日	第5回福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	次期選定に係る選定方法の検討
令和2年3月16日	第5回公の施設の指定管理者選定評価委員会	非公募選定施設の承認 (障害者福祉センター以外)
令和2年3月27日	第6回公の施設の指定管理者選定評価委員会	非公募選定施設の承認 (障害者福祉センター)
令和2年4月30日	第1回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	選定基準(案)、評価基準(案)の決定
令和2年5月13日	第1回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和2年5月21日		指定申請書類提出依頼
令和2年6月26日		指定申請書類提出期限
令和2年7月7日		実地調査、ヒアリング
令和2年8月4日	第3回障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

障害福祉部所管施設指定管理者選定評価委員会専門部会

	職　名	氏　名
部会長	障害福祉部長（令和2年4月から）	市川 聰
	福祉部長（令和2年3月まで）	堀田 誠
副部会長	福祉部長（令和2年4月から）	堀田 誠
	福祉推進担当部長（令和2年3月まで）	武田 正孝
部会員	障害者施策課長（令和2年4月から）	大江 英樹
	障害者施策課長（令和2年3月まで）	内藤 貴子
	障害者支援課長	黒澤 智仁
	福祉課長	梅村 英明
	長寿応援課長	加藤 章子
	地域ケア推進課長（令和2年3月まで）	伊藤 裕之
	介護保険課長（令和2年3月まで）	川辺 雅嗣
外部有識者		

IV 選定結果

1 書類審査・実地調査の結果

評価項目	配点	平均評価点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針		
II 施設の管理運営体制		
III 支援サービス充実への取り組み		
IV 施設管理		
V その他		
VI 再選定された場合の今後の取り組みについて		
合計点	300	227.0
評価段階		B

評価項目（詳細）

評価項目	配点	平均評価点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針		
1 法人（団体）の理念・基本方針		
① 法人（団体）の適格性があるか。		
② 法人（団体）の理念・基本方針が明確・適正であるか。		
2 法人（団体）の財務・経営状況		
① 財務状況が健全であるか。		
② 事業経営全般が適正であるか。		
II 施設の管理運営体制		
1 組織の運営管理		
① 責任体制（指揮命令系統）・職務分担が明確であるか。		
2 人材の確保・育成		
① 安定的な人材確保及び離職防止のため、具体的な方針が確立しているか。		
② 職員の人材開発（教育・研修）に関する計画及び取り組		

	みは適切であるか。		
3 職員の配置・勤務体制			
①	職員の配置（人員、経験年数等）は適切であるか。		
②	職員の勤務体制（勤務時間・ローテーション等）は適切であるか。		
③	職員の福利厚生・健康管理の取り組みを適切に行ってい るか。		
4 個人情報保護			
①	利用者の個人情報保護に関する対策が確立され、管理も 適切であるか。		
5 業務改善			
①	効率的な施設運営を行うため事務業務をはじめとして業 務改善の取り組みは適切であるか。		
6 安全・危機管理			
①	緊急時（災害、事故、怪我、感染症の発生時など）の対 応等、利用者の安全確保のための取り組みは適切である か。		
②	防犯・防災対策の取り組みは適切であるか。		
③	衛生管理の取り組みは適切であるか。		
④	虐待の早期発見への対策が適切であり、迅速な対応計画 が図られているか。		
III 支援サービス充実への取り組み			
1 利用者本位のサービス			
①	利用者が望んでいるニーズを把握する取り組みを行って いるか。		
②	利用者を尊重したサービスの提供を行っているか。		
③	利用者・利用者家族等からの苦情への対応が適切である か。		
2 支援内容・支援方法			
①	利用者の障害特性や状態に合わせた質の高い適切な支援 が行われているか。		
②	利用者への支援内容・支援方法は適切であるか。		
3 健康管理			
①	利用者の状態に合わせた健康管理は適切であるか。		

4 食事の提供		
①	それぞれの利用者に応じた食事提供方法が適切であるか。	
5 プライバシー保護等個人の尊厳の尊重		
①	サービスの実施に当たり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重しているか。	
6 利用者家族とのコミュニケーション		
①	利用者家族と良好な関係を築くために適切な取り組みを行っているか。	
IV 施設管理		
1 効率・効果的な施設管理		
①	効率・効果的な施設管理（経費削減）が期待できるか。	
②	施設の維持管理（修繕を含む）及び清掃業務等が適切であるか。	
V その他		
1 地域との連携		
①	利用者と地域との関わりを大切にしているか。	
②	サービスの質を向上するために関係機関や団体と連携を図っているか。	
VI 再選定された場合の今後の取り組みについて		
①	再選定された場合、今までの5年間を総括し、それを活かした今後の取り組みが考えられているか。	
合計点		300 227.0

審査項目	専門部会としての意見
I 法人の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の地域福祉を推進する法人であり、明確な理念・基本方針が当該施設管理者として適格である。 ・財務状況は概ね良好であり、経営が安定している。 ・組織の運営管理において、人材育成に力を入れており、更なるサービス向上が期待できる。
II 法人の施設運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の管理運営方針が、障害者及び障害児の福祉の向上を図るものであり、サービスの向上が期待できる。 ・利用者アンケートや個別面談などを通して利用者のニーズの把握に努め、利用者本位のサービスが提供されている。また、利用者個々の障害特性や状態に合わせた支援が適切に行われている。 ・保護者とも保護者会や個別面談などを通して良好な関係を構築している。 ・施設まつりにおいて地元町会や関係団体等の協力を得るなど、地域社会との良好な関係がある。
III 再選定された場合の今後の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・改善計画において、効率的な管理運営が見込める。 ・区内障害者施設の中核的な役割を發揮し、障害を持った方々の地域生活を支える意向である。 ・地域活動支援センター事業においては、利用者拡大に向けたPRのほか、利用者のニーズにあった講座や事業を企画運営する予定である。 ・当該施設を継続して管理運営し、障害者福祉を増進する強い意欲がある。

2 財務状況審査

社会福祉法人江東区社会福祉協議会の財務状況は、無借金で自己資本比率は高く、流動比率、当座比率も良好であり、資金運用の安定性、短期支払い能力とも、ほぼ問題がない。固定比率がやや高いが、懸念されるほどの範囲ではなく、当面の問題はないものと思われる。総じて事業展開の停滞傾向が伺え赤字が続いているが、公益性の強い事業であり、経費削減等に努めていただき改善を期待したい。

なお、指定管理者施設の予算管理は適正であり、経費削減努力は行われている。

以上のことから申請法人の財務状況については、指定管理者として妥当であると考える。

財務診断結果 別紙P10～12

3 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等 別紙P13

江東区あすなろ作業所及び障害者（児）施設 指定管理者候補者の推薦に対する意見について

江東区公の施設の指定管理者選定評価委員会障害福祉部所管施設専門部会から求められた指定管理者候補者の推薦について、次のとおり意見を述べます。

1 公募施設（江東区あすなろ作業所）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、第一次審査及び第二次審査とも募集要項及び選定基準、評価基準に基づき適正に実施された。

（2）法人について

今回推薦された社会福祉法人江東楓の会は、第一次審査及び第二次審査とともに8割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断した。

2 非公募施設（障害者（児）施設）の指定管理者候補者の推薦について

（1）選定手順について

候補者の選定手続きは、選定基準及び評価基準に基づき適正に実施された。

（2）法人について

今回推薦された障害者（児）施設の運営法人は、全法人とも7割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断した。

3 今後の施設運営及び選定について

組織内での問題が解決されない場合、利用者への悪影響も懸念されることから、区に対する意見として、各施設の職員間のハラスメントに関して、職員が問題を感じた際に訴え出る窓口や適切に処理を行うことができる組織の有無等を法人に確認し、適切な指導監督に努めていただきたい。また、今後の選定にあたっては、評価基準に上記の視点を盛り込むなどの対応をとられたい。

令和2年8月2日